

令和3年度三番瀬ミーティング 寄せられた御意見等及び区市からの回答

(意見等の募集期間：令和3年11月22日～12月6日)

令和4年1月31日

- 1 三番瀬を守る署名ネットワーク 細田 様からの御意見等 1
- 2 千葉県自然保護連合 牛野 様からの御意見等 2
- 3 船橋市にお住まいの 井部 様からの御意見等 3
- 4 船橋市にお住まいの 田島 様からの御意見等 4
- 5 千葉県野鳥の会 富谷 様からの御意見等 6
- 6 船橋市にお住まいの 荒木 様からの御意見等 8
- 7 三番瀬を守る会 佐藤 様からの御意見等 10
- 8 三番瀬を守る連絡会 中山 様からの御意見等 12
- 9 習志野の海を守る会 島田 様からの御意見等 14
- 10 市川三番瀬を守る会 谷藤 様からの御意見等 15
- 11 フィールドミュージアム・三番瀬の会 斎藤 様からの御意見等 17
- 12 三番瀬を守る署名ネットワーク 田久保 様からの御意見等 20
- 13 三番瀬を守る会 田原 様からの御意見等 22
- 14 市川緑の市民フォーラム 尾崎 様からの御意見等 24
- 15 三番瀬を守る署名ネットワーク 今関 様からの御意見等 26

1 三番瀬を守る署名ネットワーク 細田 様からの御意見等

まず三番瀬の保全を第一に考えていただきたいと思います。人工的な構築物によって自然は再生しません。そのような意味で新たな湾岸道路の建設計画など海に負荷を与えるかもしれない計画について十分に考慮をしていただきたいものです。

【回答】

(県環境政策課)

三番瀬の自然環境に影響を与えるおそれのある事業の実施に当たっては、千葉県三番瀬再生計画（基本計画）との整合性の確保に努めるとともに、県以外が実施するものについては、基本計画との整合性につき配慮を要請していくこととしています。

(県道路計画課)

新たな湾岸道路については、令和2年5月に国や県等で構成する「千葉県湾岸地区道路検討会」において沿線市の意見を踏まえた基本方針が策定されました。

基本方針では、外環高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部においてルートの検討を進めることとしており、ルートや構造の検討にあたっては、東京湾奥部に残された貴重な干潟となる三番瀬については千葉県三番瀬再生計画との整合性を図ることを確認しております。

担当課・問い合わせ先

県環境政策課 043-223-4660

県道路計画課 043-223-3119

2 千葉県自然保護連合 牛野 様からの御意見等

新湾岸道路についての意見

1 渋滞解消について

渋滞解消の一つとして、右左折車線の増設や延長、また信号の長短、さらに立体交差化によっても渋滞は解消される。

2 現在倉庫を持たず just in time が車の増加を加速している。この点を考慮すべき

物流拠点の増設について

1 仮に新たな道路ができたとしても10年または15年先になる

コロナ禍により人々の価値観が大きく変わってきている。人口減少もあり、今の状態が今後も続くとは考えられない。

新湾岸道路は不要と考えます

なお、再生とは、再びこの世に出てくることで、以前の三番瀬に道路はなかった。だから、再生に道路はない。

三番瀬には復元という言葉が相当である。復元とは、失われた原風景を求め、自然の摂理により、生物の命の尊さを取り戻すことと考えます。

【回答】

(県道路計画課)

東京都と千葉県を結ぶ湾岸地域では、都心方面と千葉県を行き交う人・モノの流れが集中し、広範囲にわたり慢性的な交通渋滞が発生しております。また、湾岸地域は、今後も港湾機能の強化や物流施設の立地等の開発計画に伴う交通需要の増大が見込まれております。

新たな湾岸道路は、湾岸地域における慢性的な交通混雑を解消し、湾岸地域の更なる活性化や防災力の強化はもとより、我が国の国際競争力の強化、首都圏の生産性の向上を図るためにも必要であると認識しております。

担当課・問い合わせ先

県道路計画課 043-223-3119

3 船橋市にお住まいの 井部 様からの御意見等

船橋市のクリーンアップ作戦に参加しました。ごみはなくなり一時的にはきれいになりましたが、三番瀬が生きてゆくためには、少々のごみより、きれいな水が大事と感じました。生物にとっては生きる環境である水質が衛られていなければなりません。毎年発生する青潮こそ防がなければいけません。極端ごみで生物は死にませんが、青潮で絶滅です。三番瀬の再生を促すには、今一番の禍、青潮を防止することです。そのために産業排水、生活排水、不十分な浄化水の取り締まりは続けて、東京湾奥の富栄養化を防いでほしいと思います。しかしながら、青潮は一向に止まりません。何が原因ですか。是非究明してください。

古い話で恐縮ですが、30年ほど前、青潮の原因が稲毛、幕張沖の海底にある無数の大きな深い穴と聞いたことがあります。埋め立ての砂を採取したあの穴は埋められたのでしょうか。どんなに水質が良くなっても、死んだプランクトンなどが蓄積する海底の深い穴は貧酸素となって、いつでも青潮の供給源となります。

現在もまだ、これらの穴があるのだとしたら、埋めるのは、青潮を防止できるのは、千葉県の行政しかありません。どうぞよろしくお願いいたします。

【回答】

(県水質保全課)

東京湾の赤潮・青潮の抑制のためには、富栄養化の防止が重要であることから、東京湾総量削減計画に基づく生活排水対策、産業排水対策等の実施により、引き続き、湾内に流入する汚濁物質の削減に努めてまいります。

(県水産課)

埋立用材として海砂を採取した跡の深掘部は、周辺海底地盤よりも著しく深く、周囲が急傾斜で漁業操業に支障があること、夏季には水中の酸素が減少し、水産生物が生息しにくい環境になることなどから、県では昭和56年度から、漁場の機能改善を図るため、漁業関係者とも協議の上、港湾工事等で発生する良質な水底土砂により埋戻しを行っています。

これまでに9か所の深掘部のうち5か所の埋戻しが終了し、現在は、浦安沖と幕張沖の2か所で実施しています。

担当課・問い合わせ先

県水質保全課 043-223-3871

県水産課 043-223-3051

4 船橋市にお住まいの 田島 様からの御意見等

1. H18年12月に作成された三番瀬再生計画基本計画では、再生の目標として5つの項目を定めています。1. 生物多様性の回復 2. 海と陸の連続性の回復 3. 環境の持続性及び回復力の確保 4. 漁場の生産力の回復 について具体的に実施された施策とその目標到達度を教えて下さい。#1~4までの項目は、SDGsで掲げられた目標の#13~15の目標と重なっています。三番瀬再生計画にもSDGsに適合した対応が求められています。

2. ふなばし三番瀬海浜公園は、H16-17年に国土交通省が作成した「関東の富士見百選」にも選定されています。市民、県民はもちろん、全国的にもっと広報活動をして東京湾に残った数少ない干潟の楽しさと、富士山に見える美しい景観を知ってもらう必要があると思います。

3. 三番瀬では今年も3回青潮が発生したと報告されています。青潮を防ぐには、それに先だつ赤潮の発生を止めるべきです。東京湾に流入する河川に含まれるリンや窒素による富栄養化を防ぐことが第一です。陸と海はつながっています、魚付き林など河川流域で広葉樹林を増やすことが、海の生態系を回復させることになると思います。

【回答】

1 具体的に実施された施策と目標到達度

(県環境政策課)

三番瀬再生計画(基本計画)で掲げた5つの目標を達成するため、これまで3次にわたる事業計画を策定し、市川塩浜護岸の改修や豊かな漁場への改善などに取り組んできたところです。

平成29年3月には、基本計画策定から第3次事業計画終了までの11年間の取組結果を評価・公表しており、第3次事業計画に位置付けた全29事業のうち、25事業(86%)が「概ね達成された」「部分的に達成された」と評価されています。

また第3次事業計画終了後は、新たな事業計画の策定は行っていないが、27の事業を引き続き実施しているところであり、毎年、三番瀬ミーティング等で取組状況を報告しています。詳細は県ホームページに掲載していますので、以下のリンクでご確認ください。

《千葉県三番瀬再生計画(第3次事業計画)評価》

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/sanbanze/jijgyoukeikaku/documents/3jikeikakuhyouka.pdf>

《三番瀬ミーティングの開催結果》

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/sanbanze/meeting/meeting.html>

2 三番瀬の広報

(県環境政策課)

三番瀬は多様な生物を育み、水鳥類の中継地として重要な位置を占めるなど、東京湾奥部に残された貴重な干潟・浅海域であると認識しており、三番瀬への関心や理解を深めることができるよう、県ホームページでの情報発信やパンフレットの作成・配布のほか、エコメッセなど環境イベントでの啓発等に取り組んできたところです。

引き続き、関係市等と連携しながら、情報発信に努めてまいります。

3 赤潮・青潮対策

(県水質保全課)

東京湾の赤潮・青潮の抑制のためには、富栄養化の防止が重要であることから、東京湾総量削減計画に基づく生活排水対策、産業排水対策等の実施により、引き続き、湾内に流入する汚濁物質の削減に努めてまいります。

担当課・問い合わせ先

県環境政策課 043-223-4660

県水質保全課 043-223-3871

5 千葉県野鳥の会 富谷 様からの御意見等

再生とは失われたものを元の状態に戻すことで、三番瀬に於いても、埋め立て等で失われた三番瀬を極力元の状態に戻し、三番瀬の機能を高めることが求められます。再生された三番瀬は秩序を持った利用によりその機能が最大限に発揮され、有効に活用されることが望まれます。したがって、次の3点を提言します。

1. 三番瀬では海と陸の間が矢板などで護岸が垂直となっている場所が多い。このような場所での親水性を高めるため、海と陸とが連続した状態に戻す場合は、海を埋め立てるのではなく、かつて海であった埋立地を活用し陸側を緩傾斜にした海岸線に戻す。

2. 毎年発生する青潮の対策として、埋め立てに伴った浚渫後の海底の凹凸を埋め戻す必要がある。この場合、凹凸の状況を広範囲に精査し、環境に影響が少ないと思われる場所からモニタリングを行いながら埋め戻す。工期短縮等のため短時間に埋め戻した場合、海底の生物相に多大な影響を及ぼすと共に水質汚濁の原因となり、再び元の状態に戻すこと（再生）が困難となるため、時間をかけてゆっくり埋め戻す。

3. 三番瀬の利用面では、海浜のレジャーやスポーツは近年多様化が進み過剰利用となる場合が急増している。自然観察、魚釣り、潮干狩り、キャンプ、ウインドサーフィン、パラグライダー、モーターパラグライダー、水上バイク等の他、小型船舶を利用した魚釣りや水上スキーなども普及しており、利用者個人の事故の他、利用者間での事故やトラブルはもとより、生息する野生生物、特に鳥類への影響は深刻な状況となっている。環境が整備され、利用形態が多様化すればさらに影響は大きくなる。再生された環境を有効に活用するためにはルール作りが必須である。

【回答】

1 護岸

(県河川整備課)

海や陸との自然的な連続性や人と三番瀬の適切なふれあいは、重要な要素であると考えています。今後の護岸整備にあたっては、埋立地である護岸背後の土地利用状況や市川海岸塩浜地区護岸整備懇談会の意見等を踏まえながら、検討してまいります。

2 青潮対策

(県水産課)

埋立用材として海砂を採取した跡の深掘部は、周辺海底地盤よりも著しく深く、周囲が急傾斜で漁業操業に支障があること、夏季には水中の酸素が減少し、水産生物が生息しにくい環境になることなどから、県では昭和 56 年度から、漁場の機能改善を図るため、漁業関係者とも協議の上、港湾工事等で発生する良質な水底土砂により埋戻しを行っています。

これまでに 9 か所の深掘部のうち 5 か所の埋戻しが終了し、現在は、浦安沖と幕張沖の 2 か所で実施しています。

3 三番瀬の利用におけるルール作り

(県港湾課)

ふなばし三番瀬海浜公園周辺の地先水面は、水域が一見浅く見えても急に深くなっている場所があることや、大型船等の通航帯とも近く、引き波が立つ大変危険な場所であることを踏まえ、千葉海上保安部、関東地方整備局千葉港湾事務所及び船橋市と連携し、該当箇所周辺における立て看板や立入防止柵の設置、ホームページ等による注意喚起等の対策を実施しております。

ご意見を参考として、今後も継続的に対策を実施してまいります。

(市川市、船橋市)

ご指摘いただいたルールについては、「船橋市潮見町地先及び市川市東浜 1 丁目地先の人工海浜及びその付帯施設の利用に関する行政指導指針」(改正 平成 29 年 10 月 10 日、船商第 1003 号、市川第 20170828-0077 号)において定めており、同指針第 4 条で花火や焚き火、ゴルフ、パラグライダー、カイトサーフィン、水上オートバイなどの禁止行為を設けています。

なお、公園の利用者にこれらの周知を図るため、園内にはルールを周知する看板などを設置しています。

担当課・問い合わせ先

県河川整備課	0 4 3 - 2 2 3 - 3 1 5 2
県水産課	0 4 3 - 2 2 3 - 3 0 5 1
県港湾課	0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 4 3
市川市商工業振興課	0 4 7 - 7 1 1 - 3 6 9 1
船橋市商工振興課	0 4 7 - 4 3 6 - 2 4 7 3

6 船橋市にお住まいの 荒木 様からの御意見等

三番瀬の再生については、干潟面積の拡大が最も効果がある。難しいとは思いますが、少しずつでも昔埋め立てた土地を干潟に戻すべきと思われる。現在発生している青潮等の問題は干潟が減少しているので残っている小さな干潟では受け止められなくなっている。

東京湾周辺の各種の環境問題は東京湾の大規模な埋め立てに起因している。今後、一切の埋め立てを禁止し、遊休土地を少しずつ干潟に戻し、干潟を増やすべきである。幸い、干潟は葛西臨海公園周辺、三番瀬、谷津、盤洲にわずかではあるが残っているので、まずこの周辺の空き地をゆっくりと干潟に戻すべきと考える。江戸時代でも船溜まり、航路では青潮が発生していたがそれを受け止める干潟が圧倒的に広く問題とならなかった。今は短期的な対処療法に目が行っているが、それだけでは問題はほとんど解決しない。自然の力を借りるには自然の面積を多くするしかない。

短期的には、埋立時の巨大な穴が青潮の原因と思われるので具体的にどこに深さ・直径が何mの穴がいくつ残っているかを明確にして、その穴のいくつかで貧酸素水吸い上げ実験や、逆に穴に酸素を送り込む、比重の重い水を投入するなどして貧酸素水拡散実験を実施すべき。

干潟と言う美しい自然、豊かな生命力のある自然を残すことはこの日本の国土を受け継ぐべき未来の世代に対して、私たち現代に生きるものが背負っている責任であり、義務である。

昭和は埋立ての時代、平成は拮抗の時代、令和は復元の時代にすべき！！

【回答】

(県環境政策課)

県では、生物種と環境の多様性の回復等を目指し、3次にわたる事業計画の中で「干潟的環境の形成」を事業として位置づけ、市川市塩浜2丁目の護岸前面における干潟的環境の形成について調査・検討を行ってきました。

その結果として、人が海と触れ合える親水性については一定の効果が認められるものの、三番瀬全体の自然環境再生への効果が限定的であったため、事業を終了としたところ です。

(県水産課)

埋立用材として海砂を採取した跡の深掘部は、周辺海底地盤よりも著しく深く、周囲が急傾斜で漁業操業に支障があること、夏季には水中の酸素が減少し、水産生物が生息しにくい環境になることなどから、県では昭和 56 年度から、漁場の機能改善を図るため、漁業関係者とも協議の上、港湾工事等で発生する良質な水底土砂により埋戻しを行っています。

これまでに 9 か所の深掘部のうち 5 か所の埋戻しが終了し、現在は、浦安沖と幕張沖の 2 か所で実施しています。

担当課・問い合わせ先

県環境政策課 043-223-4660

県水産課 043-223-3051

7 三番瀬を守る会 佐藤 様からの御意見等

- ①三番瀬の保全のため早く、2022 年のラムサール条約登録のためご尽力して頂きたい。
- ②環境学習館の県の「市と連携して三番瀬の広報に取り組む」とありますが「2 階の施設の案内が不十分のため、掲示物をしてあまり人が来ません」県としても予算をつけて広報してほしい。
- ③三番瀬の青潮関連情報発信事業について令和3年度は予算0であるので、予算を付けてほしい。
- ④三番瀬を活かした街づくりも予算0です。船橋駅前の三番瀬海浜公園行きのバス停の案内もありません。県から案内板をつけてほしい。
- ⑤干潟は地球の宝です。船橋市という大きな都市の眼前に広がる三番瀬は市民県民の貴重なオアシスです。今、気候危機が叫ばれています。干潟は地球温暖化を和らげるものです。そして生物多様性を発展させていきます。

【回答】

①ラムサール条約登録

(県自然保護課)

三番瀬のラムサール条約登録には、地元関係者の合意が必要なことから、引き続き、合意形成に努めてまいります。

②環境学習館の広報 ④案内版の設置

(県環境政策課)

ふなばし三番瀬海浜公園への交通アクセスやふなばし三番瀬環境学習館など三番瀬関連施設の情報については、県ホームページに掲載し、広報に努めているところです。いただいた御意見については、地元市や関係事業者等と情報共有を図るとともに、県ホームページ等で情報発信を行う際に参考とさせていただきます。

③青潮に関する情報発信

(県水質保全課)

現在は、東京湾に青潮が発生した場合には、公共用水域及び地下水の水質監視事業の中で、現地調査等による状況確認を行った上で、関係機関と情報共有を図っており、今後も

継続してまいります。

(県漁業資源課)

県では、青潮発生の要因となる貧酸素水塊の分布を把握するため、東京湾内で定期的に調査船と漁船による観測を実施し、その結果を「貧酸素水塊速報」として週1回程度発行しています。

また、貧酸素水塊は風等の影響で位置や広がりが増えるため、6時間ごとに海中の貧酸素水塊の分布をシミュレーション表示する「東京湾貧酸素水塊分布予測システム」を含む東京湾内の環境情報を集約した「東京湾漁業・環境情報提供システム」による情報発信を上記速報とともに県HP上で行っています。

担当課・問い合わせ先

県自然保護課 043-223-2059

県環境政策課 043-223-4660

県水質保全課 043-223-3871

県漁業資源課 043-223-3039

8 三番瀬を守る連絡会 中山 様からの御意見等

新たな湾岸道路の計画と三番瀬の関連について要望します。

2021年7月20日、県と沿線6市が「新たな湾岸道路整備促進大会」を開きました。新たな湾岸道路は、市川市の外環道高谷JCT（ジャンクション）周辺から千葉市の蘇我IC（インターチェンジ）周辺ならびに市原IC周辺までの湾岸部において、多車線の自動車専用道路として早期に計画の具体化を図る、とされています。

私が心配するのは三番瀬への影響です。千葉市や習志野市の埋め立て地に確保されている第二東京湾岸道路の用地と外環道高谷JCTを結ぶと、船橋航路に橋をかける必要があります。大型船が航行できる構造にするためには40m程度の高さが必要といわれています。この場所は三番瀬の野鳥たちが行き来している谷津干潟との間にあります。そこに40mの高さの壁ができると大きな影響がでます。この問題を新聞も大きく報じました。たとえば1999年6月29日の『東京新聞』は、「鳥たちにとっては『万里の長城』が出現するようなもの」と記しています。

その一方で、「三番瀬を地下方式で通したらどうか」という話も耳にします。道路を地下方式で三番瀬に通すことについては、三番瀬埋め立て計画が議論になったときに県土木部（現在の県土整備部）が「施工は非常に困難」と結論づけました。1999年12月25日開催の第4回「市川二期地区・京葉港二期地区計画策定懇談会」においてです。県土木部は、地下方式の問題点として、掘削土量が膨大、大量残土の処分方法、止水の困難さ、軟弱地盤の地震に対する安全性、開削施工による三番瀬生息環境への影響、地盤改良・薬液注入による浅海域の環境への影響などをあげました。

新たな湾岸道路のルートや構造を検討する際は、こうした問題を十分に考慮されるよう要望します。三番瀬の生態系や野鳥の飛来などに影響がでないようお願いします。

【回答】

（県道路計画課）

新たな湾岸道路については、令和2年5月に国や県等で構成する「千葉県湾岸地区道路検討会」において沿線市の意見を踏まえた基本方針が策定されました。

基本方針では、外環高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部においてルートの検討を進めることとしており、ルートや構造の検討にあたっては、東京湾奥部に残された貴重な干潟となる三番瀬について

は千葉県三番瀬再生計画との整合性を図ることを確認しております。

担当課・問い合わせ先

県道路計画課 043-223-3119

9 習志野の海を守る会 島田 様からの御意見等

習志野の護岸の清掃活動を中心に、東京湾奥の海辺再生に取り組む市民団体の代表をしております。三番瀬の保全、東京湾再生が叫ばれて久しいですが、同じ三番瀬海域、すぐ隣の習志野市の護岸における海辺再生事業が乏しいものと実感しております。

習志野市は三番瀬に面する都市であるにも関わらず、東京湾奥都市で唯一自然護岸や人工海浜がなく、人と水辺が触れ合える場所がありません。

どうか三番瀬の保全・再生計画の予算に習志野市の護岸、遠浅の海の復元計画も立ち上げていただけないでしょうか。利害関係が複雑に絡み合う船橋の護岸と比較して、習志野市の護岸は公園や未使用の空き地も多く、住民の居住域からも距離があり、市民生活への影響が最小限となる造成工事が可能です。さらに住民の海辺再生への意識も高く、現状でも干潮時に露出する海底が確認できるなど、東京湾の遠浅の海の復元において最も可能性を秘めた地域だと実感しています。

まずはテトラポットの部分的な移動、撤去など小さな干潟の造成でも構いません。小さな前例が大きな成果へつながります。どうか三番瀬計画に付随するものとして、習志野市の護岸の活用を検討いただけると幸いです。

【回答】

(県環境政策課、習志野市)

現在、県では三番瀬再生計画の新たな事業計画は策定しておりませんが、各部局が所管する計画等に基づき、それぞれの分野で行う施策の中で、引き続き三番瀬の再生・保全に向けて取り組んでいるところです。

いただいた御意見については、習志野市や県の関係課で共有し、それぞれの分野で施策を推進していく際の参考とさせていただきます。

担当課・問い合わせ先

県環境政策課 043-223-4660

習志野市総合政策課 047-453-9222

10 市川三番瀬を守る会 谷藤 様からの御意見等

1、第2節 生態系・鳥類（行徳湿地の保全と利用）

埋め立て地に残された鳥獣保護区である行徳湿地は、三番瀬と合わせて、多様な植物、生物、湿地等豊かな自然環境を学ぶ貴重な所です。保全と利用にあたっては、人の利用のために自然環境に負荷を与えることのないよう、十分に配慮してください。

2、第5節 海と陸との連続性・護岸（市川市塩浜護岸改修事業、護岸の安全確保の取組）

護岸を利用する際の安全対策をさらにすすめてください。また、人工干潟等で人の利用のための海と陸との連続性を検討することは今後も止めて、三番瀬の生態系保全を優先してください。

3、第6節 三番瀬を活かしたまちづくり

市川市においては、塩浜2丁目の区画整理したところに賑わいのある街づくりをすすめようとしているが、高潮、津波等の災害が想定されるこの地域の街づくりについては、市川市と情報交換を行い、減災と環境学習を大前提にした街づくりとなるよう協議してください。

4、第8節 環境学習・教育

市川市においても、環境学習や環境保全活動の指導者を養成する研修を実施してください。

5、第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録推進

関係者間の合意形成に向けて調整を図っていくとのことですが、2024年の締約国会議で三番瀬が登録されるように、それまでのタイムスケジュールを作り、実現のために必要な対策の強化を図ってください。

【回答】

1 行徳湿地の保全と利用

（県自然保護課）

県では、鳥獣保護区である行徳湿地について、その自然環境を熟知した地元NPOに委託して、野鳥にとっての良好な環境を保全、維持管理しています。また、利用についても、地元NPOのもとに適正に行われるよう配慮されております。

2 海と陸の連続性・護岸

(県河川整備課)

海や陸との自然的な連続性や人と三番瀬の適切なふれあいは、重要な要素と考えます。市川海岸の塩浜2丁目の護岸には、安全対策として、転落防止柵等を設置しており、今後、整備を予定している塩浜3丁目の護岸についても、同様に安全対策を検討してまいります。

3 三番瀬を活かしたまちづくり

(県環境政策課)

三番瀬周辺区域では、三番瀬の再生・保全や景観等に配慮した三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていく必要があることから、引き続き、まちづくりの主体である市川市との情報交換等を通じて、三番瀬を活かしたまちづくりを支援してまいります。

4 環境学習・教育

(市川市)

指導者養成のための研修につきましては、市もその重要性について同様に認識しております。まずは、自然環境や環境保全活動について、より多くの市民に興味関心を持っていただけるよう、啓発活動や学習機会の充実に努めていきたいと考えております。

5 ラムサール条約への登録推進

(県自然保護課)

県では、三番瀬のラムサール条約登録を推進するため、引き続き、地元関係者の合意形成に向けた調整に努めてまいります。

担当課・問い合わせ先

県自然保護課	043-223-2059
県河川整備課	043-223-3152
県環境政策課	043-223-4660
市川市生活環境整備課	047-712-6307

1.1 フィールドミュージアム・三番瀬の会 斎藤 様からの御意見等

1, 三番瀬生き物の大量採取により生態系バランスが壊れる。

貝類（私的販売）、ニホンスナモグリ・ゴカイ（釣り餌）などグループで来て採取している。

要求 条例で取り締まる必要が有る。

2, 三番瀬の人口浜の植物保護がされていない。

140 種ほどの沿岸植物が 20 年前に確認されているが県の保護対象のホソバナハマアカザなど生息している。

要求 何らかの保護対策が必要。ふなばし生物多様性戦略に記載すべき。

3, 三番瀬の生態系を一番壊しているのが青潮であるが、その対策が遅い。

アサリの漁獲高 70 億円が消えた。自然のハマグリ、アサリが殆ど採れない。

要求 原因は人災ゆえ青潮対策の公的研究機関を設立すべき。

4, 当会の市民との三番瀬交流会 4 回分のアンケートを抜粋して添付します。

順位	課題 項目
1	学校での環境教育不足
2	水質・生物相の悪化
3	環境保全への関心の薄さ
4	活動メンバーの高齢化と人手不足
5	市民意見を採用しない県行政や地元のまちづくり懇談会
6	みんなでつくったはずの三番瀬環境学習館が市民に閉ざされてしまった
7	保全活動がバラバラ
7	三番瀬へのアクセスが悪い

順位	対策 項目
1	若い世代の参加するイベントと人材育成
2	三番瀬を育む市民活動・交流拠点としての三番瀬環境学習館の再生
3	ラムサール署名 20 万筆
4	文化活動で三番瀬の理解を広げる
4	体験型教育プログラムで海の大切さ実感
6	国交省と共同で海と川をつなぐ

6	環境団体の相互交流
8	市川塩浜地区の再海域化
9	科学技術で水質等、三番瀬の環境保全をサポート
10	親水護岸化
追加1	「暫定・三番瀬干潟の日」を市民で勝手に設置し、それを行政に認知させる
追加1	「谷津干潟の日」と「暫定・三番瀬干潟の日」に干潟の合同調査の実施
追加1	他地域の湿地帯との情報交換
追加4	三番瀬が保全された経緯が簡単にわかる説明看板の設置

順位	夢 項目
1	環境保全と人間活動の両立・共生のシンボルとしてのラムサール登録
1	豊かな価値の共有と人のアイデア・能力で自然を守る市民文化の発祥地・三番瀬
3	子どもたちの学びの教材・三番瀬
4	護岸撤去と埋立地の再干潟化
5	生物多様性公園とそれを担う市民が集える三番瀬環境学習館
5	水門魚道で東京湾と江戸川を行き来するアユの群れ
追加1	放水路河口部の干潟公園化
追加2	山川海（源流から河口まで）を一つの生態系としての保全

【回答】

1 三番瀬の生き物の大量採取

（県水産課）

貝類など水産動植物の採捕については、県漁業調整規則により、採捕できる大きさや遊漁者が使用できる漁具・漁法が定められています。

この規則に違反して遊漁者がアサリなどを大量に採捕することについて、県では注意を促す立て看板の設置を行うとともに、海上保安部や警察、漁協と連携した巡回監視等を実施しています。

2 人口浜の植物保護

（船橋市）

令和4年3月に改定予定の「生物多様性ふなばし戦略」では、「施策①－4 干潟・浅海域の保全と利用」において、市の取り組みとして清掃活動の継続的な実施や利用ルール

の啓発の推進などを記載する予定であり、これらの具体的な取り組みとして、三番瀬の植物に関する情報提供や植物採取の禁止の周知などを通じて三番瀬の植物保護につなげていきたいと考えております。

3 青潮対策

(県水質保全課)

東京湾の赤潮・青潮の抑制のためには、富栄養化の防止が重要であることから、東京湾総量削減計画に基づく生活排水対策、産業排水対策等の実施により、引き続き、湾内に流入する汚濁物質の削減に努めてまいります。

(漁業資源課)

県水産総合研究センターは、青潮の発生要因となる貧酸素水塊の分布予測を含む東京湾の漁業に有用な情報を集約した「東京湾漁業・環境情報提供システム」を開発し、リアルタイムで漁業者等に対して、情報発信を行っているところです。

担当課・問い合わせ先

県水産課	043-223-3051
船橋市環境政策課	047-436-2450
県水質保全課	043-223-3871
県漁業資源課	043-223-3039

12 三番瀬を守る署名ネットワーク 田久保 様からの御意見等

第10節 ラムサール条約湿地登録など

三番瀬を2024年までに（早期に）ラムサール条約湿地登録をしてください。行動をしてほしい。例えば船橋市・市川市漁業協同組合のかたと有明海のラムサール条約湿地の視察研修するための予算をつけるなど。

水鳥の休息地として重要な東側の防泥柵への立ち入りを厳しくしてほしい。

（立入禁止の柵に鉄条網をまくなどをして、釣り人などを入れないようにする。）

東側の危険立入禁止海域の航路跡地にウインドサーフィン禁止の立て札を立てて欲しい。カモ類などの休息地です。

11節 広報

東西・南北の防泥柵は水鳥の重要な休息地であることを広報してほしい。

釣りの会や雑誌にも広報してほしい。

ふなばし三番瀬海浜公園の学習館の展示（船橋市環境政策課の部屋）を充実してほしい。

【回答】

ラムサール条約登録

（県自然保護課）

県では、令和元年度から「三番瀬ラムサール条約登録促進事業」として予算化しております。令和元年度は、ラムサール条約登録湿地である熊本県荒尾干潟の関係者を招いて、登録の経緯、登録後の展開等について、関係漁業協同組合、関係市等と懇談会を開催しております。その結果については、県ウェブサイトに掲載しております。

（<http://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/sanbanze/ramsar/index.html>）

なお、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で、開催を見送っております。

水鳥休息地への立入規制

(県港湾課)

ふなばし三番瀬海浜公園周辺の地先水面は、水域が一見浅く見えても急に深くなっている場所があることや、大型船等の通航帯とも近く、引き波が立つ大変危険な場所であることを踏まえ、千葉海上保安部、関東地方整備局千葉港湾事務所及び船橋市と連携し、該当箇所周辺における立て看板や立入防止柵の設置、ホームページ等による注意喚起等の対策を実施しております。

ご意見を参考として、今後も継続的に対策を実施してまいります。

広報

(県環境政策課)

三番瀬は多様な生物を育み、水鳥類の中継地として重要な位置を占めるなど、東京湾奥部に残された貴重な干潟・浅海域であると認識しており、三番瀬への関心や理解を深めることができるよう、関係市等と連携しながら、情報発信に努めてまいります。

(船橋市)

ふなばし三番瀬環境学習館2階にある船橋市環境政策課が所管する部屋（生物多様性情報室）については、現在、公募により市民団体等によるパネル展示や市・県などによる情報発信の場として活用しているところですが、今後については、展示内容の見直しやレイアウトの変更を行い、情報発信の場として充実させていきたいと考えております。

担当課・問い合わせ先

県自然保護課	043-223-2059
県港湾課	043-223-3843
県環境政策課	043-223-4660
船橋市環境政策課	047-436-2450

1.3 三番瀬を守る会 田原 様からの御意見等

- ① 現時点の三番瀬についての最大の問題は、干潟の底質に関する事と思います。

沿岸の大幅な埋め立てと、それに伴う砂泥・淡水の流入、淡水の浸み込みの減少による底質の変化は以前から指摘されてきました。現在まで、三番瀬の漁業が行われているのは、干潟の変化に様々に対応しながら漁業を営み続けてきた、漁業従事者の方々の努力によるものに他なりません。そして漁業が続けられていることは、所謂「環境団体」にとっても、活動が説得力を持つ要因の一つとなっています。埋め立て推進の時代は終わり、自然の力を借りることの重要性が改めて見直されています。気候変動も困難な問題と思いますが、干潟の漁業を継続させていくことは、漁業に限らず、県全体の将来にとって、極めて大切な課題であると思います。

県として、干潟の漁業について、将来に向けての構想に基づき、先ず江戸川放水路等からの持続的な給水や青潮の対策など、国の協力を引き出して具体的に進めていただきたいと思います。

- ② 「新たな湾岸道路」について、県民としては、建設費用、建設後の経済効果などを想像すると建設自体に疑問を感じずにはおられません。『三番瀬再生』に即して考える場合、東京湾奥の海域～沿岸の環境悪化につながるような事態が起こらないよう切に願います。環境保護については県としても確認されているものとおもいますが、確実に行っていただきたいと思います。

【回答】

干潟の漁業

(県漁業資源課)

現在、千葉県農林水産業振興計画に基づき、青潮発生の要因となる貧酸素水塊の発生等の環境変化に対し、漁業への影響を緩和するため、貧酸素水塊の発生情報の的確な提供や、漁場改善を目的とした覆砂等への支援など被害軽減対策に取り組んでいます。

また、干潟の機能を維持するため、漁業者グループの取り組む干潟の保全など、水産の多面的機能を発揮させる活動を支援しています。これらの対策や支援を引き続き継続してまいります。

新たな湾岸道路

(県道路計画課)

新たな湾岸道路については、令和2年5月に国や県等で構成する「千葉県湾岸地区道路検討会」において沿線市の意見を踏まえた基本方針が策定されました。

基本方針では、外環高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部においてルートの検討を進めることとしており、ルートや構造の検討にあたっては、東京湾奥部に残された貴重な干潟となる三番瀬については千葉県三番瀬再生計画との整合性を図ることを確認しております。

担当課・問い合わせ先

県漁業資源課 043-223-3039

県道路計画課 043-223-3119

14 市川緑の市民フォーラム 尾崎 様からの御意見等

2022 年に開催される国際会議、ラムサール条約第 14 回締約国会議が中国湖北省武漢市にそのための予算を取り市の職員を「世界の状況を知るために」派遣して貰いたい。

・コロナ渦で延期されていた、ラムサール条約ラムサール条約締約国会議を中国で初開催。中国の「人民網日本語版」2021 年 11 月 10 日ニュースで次のように発表された。

「先ほど閉幕した「ラムサール条約」第 3 回特別締約国会議で発表された情報によると、ラムサール条約第 14 回締約国会議が 2022 年 11 月 21 日から 29 日にかけて湖北省武漢市で開催される。中国による同国際会議の開催は初で、会議のテーマは「湿地を大切にし、人と自然の調和的な共生を」だ。まさに求められる三番瀬のテーマそのものである。

・日本におけるラムサール条約の専門家の小林聡史さん（釧路公立大学教授）からの情報は次の通りです。2021 年 8 月の国連総会で条約加盟国が結束して提案を行い、ラムサール条約（だけの）「世界湿地の日」が、国連の「世界湿地の日」としても公式に認められ、2022 年 2 月は国連「世界湿地の日」としての第一回目のキャンペーンとなります。

三番瀬を取り巻く各市も三番瀬の保全しようと言う意志は一致しているので、保全の一つの重要な手段として是非ともラムサール条約への理解を深めて貰いたい。

【回答】

（県自然保護課）

湿地保全におけるラムサール条約の重要性については、今後も関係市と共に理解を深めるよう努めてまいります。なお、ラムサール条約第 14 回締約国会議への関係市職員の派遣については、各関係市の判断において行われるものと考えます。

（市川市）

三番瀬は 4 市に面しており、ラムサール条約についても、県を中心とした関連 4 市で共通認識を図っていくべきものと考えております。

また、世界の情報を収集することは大切であるものと認識しておりますが、市としましては、限られた予算の中、外国への出張は難しいのが実状であります。

そのため、国際会議への派遣につきましては、県による登録に向けた取り組み状況を見ながら、県や関連市と協議をした上で、検討していくものと考えております。

(船橋市)

令和4年11月に中国湖北省武漢市で開催される「ラムサール条約第14回締約国会議」に職員を派遣することは、限られた予算の中では難しいものと考えております。

しかしながら、本市では、「第3次船橋市環境基本計画」で三番瀬の保全に向けた取組の一つとして、ラムサール条約登録を目指した情報収集を掲げていることから、インターネットの活用など可能な手段によって情報収集を行うことで、ラムサール条約への理解を深めていきたいと考えております。

(習志野市)

本市といたしましては、派遣の予定はございません。ラムサール条約や湿地に係る世界の動向につきましては、引き続き調査・研究して参ります。

(浦安市)

現在のところ、派遣の予定はございません。引き続き、ラムサール条約への理解を深めるよう努めてまいります。

担当課・問い合わせ先

県自然保護課	043-223-2059
市川市臨海整備課	047-318-3967
船橋市環境政策課	047-436-2450
習志野市環境政策課	047-453-9291
浦安市環境保全課	047-352-6482

15 三番瀬を守る署名ネットワーク 今関 様からの御意見等

1. 三番瀬再生事業計画（平成18年～22年度）に「三番瀬のラムサール条約の登録」が挙げられており、すでに15年経過していますが、実現していません。

熊谷知事は立候補にあたり、三番瀬を守る署名ネットワークの公開質問に対して、「三番瀬のラムサール条約登録に賛成」と答えられ、励まされています。

干潟の鳥獣保護区指定及びラムサール条約登録の環境省への報告は、県知事の必要な権限です。

すでに登録された他の登録地は、どこも県知事の積極的な行政指導によって実現しています。

(1) 三番瀬のラムサール条約登録を環境省へ報告できない理由は、どのようなことですか。

(2) 上記1の理由をどのように解決しようとしていますか。

(3) 三番瀬のラムサール条約登録に賛成されている貴知事は、どのような積極的な行政指導によって環境省へ三番瀬のラムサール条約登録を報告しようとしていますか。

2. 貴知事は「新たな湾岸道路整備」進めています。三番瀬を現在の状況で保全するため、同道路は三番瀬を通過しないルートを設定していただけますか。

【回答】

ラムサール条約登録

(県自然保護課)

(1) 三番瀬のラムサール条約への登録には、地元関係者の合意が必要ですが、関係する市や漁業協同組合から、漁場や干潟の再生を優先すべきとの意見があり、合意が得られていない状況です。

(2) 県では、これまで関係市や関係漁業協同組合と意見交換を行ってきており、また令和元年度には三番瀬ラムサール条約登録促進事業として懇談会を開催するなど、地元関係者の合意形成に努めております。

(3) 県では、引き続き、地元関係者と意見交換を重ねるなど、合意形成に向けた調整に努めてまいります。

新たな湾岸道路

(県道路計画課)

新たな湾岸道路については、令和2年5月に国や県等で構成する「千葉県湾岸地区道路検討会」において沿線市の意見を踏まえた基本方針が策定されました。

基本方針では、外環高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺ならびに市原インターチェンジ周辺までの湾岸部においてルートの検討を進めることとしており、ルートや構造の検討にあたっては、東京湾奥部に残された貴重な干潟となる三番瀬については千葉県三番瀬再生計画との整合性を図ることを確認しております。

担当課・問い合わせ先

県自然保護課 043-223-2059

県道路計画課 047-223-3119